

# 質問回答書

(委託業務名：行橋市放課後児童クラブ運営業務委託)

令和5年10月20日

No.	質問事項	回答
1	行橋市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書に記載されている委託場所について質問します。 仕様書では、現在11の児童クラブが記載されていますが、特定の校区を選択して参加することは可能でしょうか？	仕様書1ページ(仕-1)、「2 委託場所」に記載しております11児童クラブを一括して運営業務を委託するものです。 特定の校区を選択して参加することは不可としております。
2	上記(No.1)が認められる場合、施設を運営する際に提案する「提案上限額」の計算方法はどのようになるのでしょうか？	特定の校区を選択して参加することは不可としております。
3	No.1及びNo.2の内容が認められない場合、11校区の児童クラブを一括運営する事となります。 この場合、委託場所内に主たる事業所を設置する事は可能でしょうか？ それが認められない場合、委託場所以外に主たる事業所を設置し業務を実施する事は可能でしょうか？	委託場所内、もしくはそれ以外に主たる事業所を設置することは可能です。 ただし、事業所設置にかかる費用などを含め提案上限額内での対応をお願いします。
4	提案上限額について質問します。 令和6年度からの5年間に毎年1%金額が増加していますが、物価高騰及び人件費の増加を見越したものでしょうか？ この場合、国・県等が実施する補助事業に応募することはできないのでしょうか？	毎年1%の増額理由はお見込みのとおりです。 今回の提案上限額の算定は「子ども・子育て支援交付金」及び「福岡県放課後健全育成事業補助金」での対応を予定しており、それ以外の補助事業の適用は現段階では想定していません。 今後健全育成事業で新たに適用可能な補助金があれば、変更契約もしくは別途追加契約など対応について検討していきます。
5	プロポーザル実施要領(要-1)「6.プロポーザル参加応募資格」(3)行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則に定めるところにより、競争入札の参加資格を有している者であること。」、又(4)「(3)に該当しない者で、参加申込書の提出を行う場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書の原本を参加申込書に添えて提出すること。なお、本プロポーザルにおいて最適候補者となった場合は、契約締結時までに、入札参加資格者名簿の登録手続を完了すること。」とありますが、どの様な手続を実施すれば良いのでしょうか？	行橋市の入札や見積に参加を希望する事業者を対象とした業者登録申請を指します。 未登録の事業者につきましては、最適候補者となった場合に申請手続きをご案内いたします。 登録の有無は以下のURLから確認できます。 <a href="https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/soshiki/9/2117.html">https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/soshiki/9/2117.html</a>

No.	質問事項	回答
6	<p>仕様書3ページ（仕-3）「8 職員体制及び資格等」について質問します。            (2) 実施体制及び配置基準に①事業運営管理者の記載がありますが、複数の児童クラブを統括する責任者を配置する事が必要となるのでしょうか？            この場合、利用児童数から算定される支援員の配置人数とは別に配置すると考えても良いのでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。            事業運営管理者を1名以上配置することを条件としており、支援員の配置人数とは別の配置となります。</p>
7	<p>行橋市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書について質問します。            国の定める放課後児童クラブ運営指針では、支援の単位をおおむね40名以下と定めています。            仕様書に記載のある委託場所を記載した表では、40名を超える支援単位が複数見られます。            委託期間中に変更を実施する予定はあるのでしょうか？            また、子ども子育て支援交付金を活用した運営を実施した場合、補助基本額が減額されますがこの点は考慮する必要がありますか？</p>	<p>支援単位の人数について、現時点で変更の予定はございません。            仕様書3ページ（仕-3）、「8 職員体制及び資格等」②で支援単位あたりの利用児童数に応じた支援員の配置人数を設定しております。            仕様書に基づいた支援員の配置に必要な経費を勘案し算定願います。</p>
8	<p>安全な保育計画を立てるために各児童クラブの平面図（保育室・事務所・トイレ等配置がわかるもの）、施設の面積表及び野外遊戯場所等の情報が必要と考えます。            また、2支援単位以上の児童クラブについては、施設の配置図（位置関係が把握できるもの）も必要と考えます。情報の提供をお願いします。</p>	<p>ご要望のありました児童クラブの平面図等につきましては、防犯上の観点からHPでの公開は差し控えさせていただきますが、参加資格確認結果（一次審査）で認定された事業者であり、かつ希望する事業者には紙ベースで資料を貸与させていただく予定です。ただし、取扱いには十分注意いただき、提案書等提出の際に返却をお願いします。            野外遊戯場所等の情報は、HPで公開しております児童クラブの施設一覧から、航空写真や現地にてご確認願います。            以下のURLから確認できます。  <a href="https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/map/list/list160.html">https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/map/list/list160.html</a></p>
9	<p>要領4ページ（要-4）⑥提案書及び⑦参考見積書（任意様式 但し、各年度における各児童クラブの委託費の内訳を必ず記載したもの）を作成する為に各児童クラブに所有する備品等（パソコン・コピー機等の事務機器、児童が使用する遊具等）の情報が必要です。            各児童クラブの収入予想を（別紙①）として作成しましたので内容が正しいか確認をお願いします。</p>	<p>各事業所ごとの所有備品については概ね揃っているとの認識のため新たに用意する必要はありません。            ただし、運営にあたり新たに備品が必要な場合は市と協議の上対応を検討することとなります。            また、各児童クラブの収入予想（別紙①）について現段階で市がその適否を回答するのは他の参加予定の事業者との兼ね合いもございますので差し控えさせていただきます。            ※積算上見込むべき内容としてはNo.23を参照ください。</p>
10	<p>仕様書7ページ（仕-7）（8）待機児童解消事業の運営について質問します。            現在、委託場所として提示されている児童クラブとは別に新たな受入れ場所を開設すると考えて良いのでしょうか？            この場合に想定している開設場所についての情報をいただきたいです。</p>	<p>長期休暇（夏休み）期間に新たに開所予定です（1支援単位）。            現時点での想定定員数は40名で、対象校区は行橋小校区、行橋南小校区で想定しており、施設は学校の空き教室等を想定しています。</p>

No.	質問事項	回答
11	仕様書8ページ（仕-8）（10）配慮を必要とする児童の対応に関する業務について質問します。 障害児保育の実施については、子ども子育て支援交付金を活用した職員配置の実施は可能でしょうか？行橋市の示している提案上限額の中に既に組み込まれているのでしょうか？	国、県の放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）を活用する予定です。 提案上限額の算定に含まれています。
12	仕様書11ページ（仕-11）「14 業務の引き継ぎ」について質問します。 業務の引き継ぎについては、要領7ページ（要-7）「7. プロポーザルの実施スケジュール」にある令和5年12月中旬以降に引き継ぎを実施して良いのでしょうか？	お見込みのとおりです。 12月中旬以降に最適候補者と契約交渉を開始し、契約締結後、運営を開始する令和6年4月1日までの準備期間に既存の事業者から業務の引き継ぎを実施していただきます。 仕様書11ページ（仕-11）「14 業務の引き継ぎ」の「（1）契約期間の開始前」本文中の「契約期間」は、「運営期間」へ訂正させていただきます。
13	要領4ページ（要-4）財務諸表の提出について質問をします。 当法人は、社会福祉法人です。決算書は、全体と拠点区分を作成しています。 提出に関しては、全体のみで良いのでしょうか？拠点区分についても必要でしょうか？	社会福祉法人会計基準に基づき、法人全体、拠点区分別の提出をお願いします。
14	児童クラブの年齢構成について質問します。 児童クラブの継続利用数を把握するため児童クラブごとの学年ごとの利用人数の情報を頂きたいと思っております。 宜しくお願いします。	「質問回答書」と別に回答をHPに掲載します。
15	運營業務委託費に処遇改善臨時特例事業費が含まれるのかをご教示ください。	放課後健全育成事業実施要綱（厚生労働省子ども家庭局長：令和4年10月5日發文）で令和4年10月1日以降は放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）が追加されているため、運營業務委託費の中に含まれます。
16	運營業務委託費に処遇改善臨時特例事業費が含まれる場合の各クラブ毎の昨年の実績をご教示ください。	「質問回答書」と別に回答をHPに掲載します。
17	障がい児加配における加配人件費は運營業務委託費に含まれるのかをご教示ください。	含まれています。 No.11にもありますとおり放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）を活用する予定です。
18	障がい児加算が含まれる場合の各クラブ毎の3年間の実績をご教示ください。	放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）を活用しており、障害児加算（障害児受入強化推進事業）の活用の実績はございません。

No.	質問事項	回答
19	行橋南小学童クラブ・仲津小児童クラブ・今元小児童クラブの1単位毎の登録人数の内訳をご教示ください。	【10月1日時点】 行橋南小児童クラブ：①39人 ②30人 仲津小児童クラブ：①48人 ②20人 今元小児童クラブ：①30人 ②32人 となっております。
20	要領5ページ（要-5）、判断基準について、「各自治体から受託した1年以上の運営実績に基づき、施設数に応じて4段階で評価」とありますが、この施設数に応じた評価とは、「1自治体あたりの運営している施設数が多ければ多いほど評価が高くなるという理解でしょうか。また、「A：実績が10件以上」というのは、1施設の運営であっても10自治体以上の実績があればA評価になるという理解でしょうか。優先順位としてどのように記載すべきかご教示ください。	お見込みのとおりです。 実績1件＝1事業所になりますので、1自治体と1事業所分の受託でも1件の実績となります。 10事業所以上の運営業務を受託していればA評価となります。
21	仕様書5ページ（仕-5）、おやつ代については別途単価契約（月額2,000円）を締結と記載がありますが、今回提出する見積には食材費を含むべきか否か、ご教示ください。	おやつ代については運営業務委託とは別に単価契約を締結予定ですが、今回提出いただく参考見積書には食材費（おやつ代）を含めて算出して下さい。
22	仕様書7ページ（仕-7）、長期休暇の開所について、想定定の定員数と対象児童の小学校区及び想定している保育施設についてご教示ください。	No.10を参照。
23	仕様書13ページ（仕-13）、委託費について積算上見込むべき金額についてご教示ください。	放課後健全育成事業実施要綱（厚生労働省子ども家庭局長）に基づく(1)放課後健全育成事業(3)放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）(12)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(13)放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）に対応する経費及び仕様書12ページ（仕-12）の業務分担区分、仕様書13ページ（仕-13）の費用分担区分に応じて必要な経費をお見込み下さい。